

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

吉田 育弘

無人小型航空機による指定文化財(建造物)の  
毀損防止について (通知)

平素は本県の文化財保護行政にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

無人小型航空機、いわゆるドローンの使用については、本年5月に、長野市善光寺の境内で墜落事故があり、文化財の毀損が危惧されていたところであります。また、9月19日には姫路市の国宝姫路城大天守にドローンが衝突し、最上層の窓枠部分に擦過痕を残し、文化財本体に傷が付けられる事件が発生しました。県内の社寺境内においても操縦者不明のドローン使用が見受けられ、参拝者への危害および指定文化財の被害に対する懸念が高まっております。

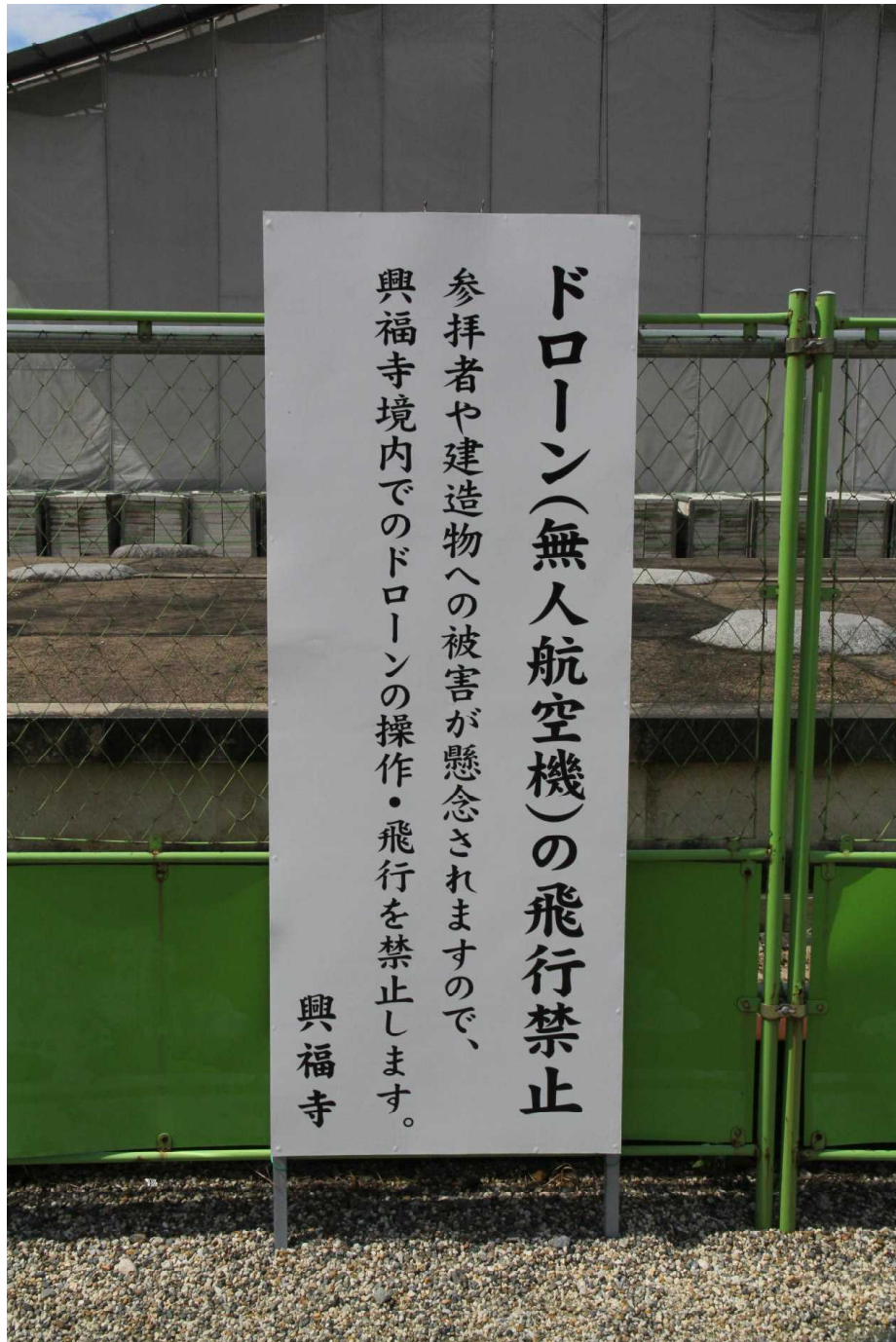
国においては、一連のドローン事件を受けて航空法の一部改正が審議され、9月4日に国会で法案が成立し、年内の改正法施行に向け運用規程作成等の準備が進められています。文化財に関する改正法の適用は国土交通省と文化庁との間で協議中ではありますが、参拝者の安全、文化財毀損防止の観点から、所有者から操縦者に対し飛行禁止の意思を明示する必要があると考えられます。県内社寺の中には、既に別紙のような飛行禁止看板の掲示も行われているところもございます。

貴委員会におかれましては、従来より指定文化財(建造物)の毀損防止についてご留意いただいているところではありますが、下記の点に留意いただき、毀損防止体制のさらなる徹底が図られますようお願いいたします。

記

1. 文化財所有者と連絡を取ってドローンによる被害が起きてないか確認するとともに、日常管理体制の再確認に努め、飛行禁止看板の掲示により周知するなど、防止体制の確立に努めるよう注意喚起をお願いします。
2. 指定建造物周囲でドローンによる事故があった場合、指定文化財への毀損のあるなしにかかわらず、速やかに市町村教育委員会を通じ奈良県文化財保存課に連絡するよう指導願います。

以上



ドローン飛行禁止看板掲示例